特別児童扶養手当を受けている方へ

手当を受けている方には次のような届出義務があります。

1. 所得状況届

手当を受けている方は、年1回、受給資格の審査を受けるため所得状況届を提出することが義務づけられています。

毎年8月12日から9月11日までの間に、必要書類を添付して市役所（福祉事務所）・町村役場に提出してください。

この届を出さないと、8月以降の手当は受けられません。また、2年間この届を出さないと手当を受ける資格を失うことになりますので、必ず提出してください。

2. 資格喪失届

受給者及び対象児童が次のような場合には、手当を受ける資格がなくなりますので、ただちに資格喪失届を市役所（福祉事務所）・町村役場に提出してください。

資格がなくなった日の属する月まで手当が支給されます。

なお、届出が遅くなり過払いがあるときは、その分を後で返納していただくことになります。

- 受給者又は児童が日本国内に住所を有しなくなったとき
- 児童が20歳になったとき
- 児童が障がいを理由とする公的年金を受給できるようになったとき
- 児童が児童福祉施設等に入所したとき
- 児童の障がいの程度が重度・中度でなくなったとき
- 児童が死亡したとき

福島県

令和6年7月作成

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

3. その他の届

このほか次のいずれかに該当するようになりましたら、すみやかに、届等を市役所（福祉事務所）・町村役場に提出してください。

- **●障がいの有期認定期限が到来したとき** ―― **障害有期再認定請求書**
- ●対象児童が2人以上いる場合で、児童のいずれかが、児童福祉施設に入所したときなど対象児童が減ったとき ―― 手当額改定届
- ●手当の対象となる児童が増えたとき ―― 手当額改定請求書
- ●児童の障がいの程度が増進したとき ―― 手当額改定請求書
- ●受給者が死亡したとき ―― 受給者死亡届
- ●受給者が死亡したときで、支払うべき手当が残っているとき ―― 未支払手当請求書
- ●所得の高い扶養義務者と生計を同じくする（異にする）ようになったとき ―― 支給停止関係届
- ●証書を破損したり汚したとき ―― 証書再交付申請書
- ●証書をなくしたとき ―― 証書亡失届
- ●氏名を変更したとき
- ●住所を変更するとき又は変更したとき
- ●支払金融機関を変更したとき

（上記3項目）―― 氏名·住所·支払金融機関変更届

※届出が遅くなり、過払いがあるときは、その分を後で返納していただくことになります。
※上記のほかにも、手当受給中になんらかの変更があったときは、すみやかに市役所（福祉事務所）・町村役場に届出てください。
※届出の用紙は、市役所（福祉事務所）・町村役場に用意してあります。いずれの場合にも届出の際には、手当証書を持参してください。
※新型コロナウイルス感染症に配慮し、特段のお知らせが届いた場合は、そちらを優先させてください。

障がいの有期再認定診断書の提出を忘れずに!

特別児童扶養手当証書等で次回の再診断月を確認し、お早めに御準備いただくようお願いいたします。

前に提出した診断書の判定の結果、受給資格が「有期認定」と決定された方は、再提出期限までに診断書等を提出する必要があります。

正当な理由がなく提出期限までに診断書を提出しないと、提出期限の翌月から診断書が提出された月までの手当が受けられません。

なお、くわしいことについてはお住まいの市役所（福祉事務所）、町村役場の窓口におたずねいただくか、県児童家庭課のHPをご覧ください。

福島県　特別児童扶養手当　検索

福島県こども未来局
児童家庭課HP
（特別児童扶養手当）